

## 「植民地戦争の視点から

### 日本の植民地責任を問う」

#### 愼 蒼宇さん 講演会報告

高橋良平

韓国併合 100 年東海行動が主催する「3.1 独立運動 106 周年記念講演会 植民地戦争の視点から日本の植民地責任を問う」が 3 月 1 日(土)に金山にある名古屋市民会館で開催された。当日は約 60 名の市民が参加した。講師は愼蒼宇(シンチャンウ)法政大学教授で 2024 年に有志舎から書籍「朝鮮植民地戦争—甲午農民戦争から関東大震災まで」を出されている。以下、報告者による簡単なまとめを報告する。



愼蒼宇氏は一般に「戦争責任」の戦争の範囲には国家と国家の戦争行為が前提とされることが多いが、ここでは

植民地支配側の被植民地側人民に対する軍事的暴力、そして非植民地側人民の抵抗と、それに対する弾圧が排除され不可視化されてきたと指摘する。しかし近年、これらを「植民地戦争」と呼び、そこにおける植民地支配側の暴力や犯罪を「植民地犯罪」として明らかにしていくべきという動きがあると述べ、その植民地犯罪を朝鮮半島における抗日運動との関係のなかで具体的に述べていく。

朝鮮半島における日本の植民地戦争は、征韓論から江華島事件を経て甲午農民戦争(1894～1895)において最初の大規模な暴力的弾圧を行った。この暴力的弾圧(虐殺された人々は 3 万とも 5 万とも言われる)では「せん滅」と「連座」の論理が貫かれ、村ごと焼き払い、その村の人々はことごとく殺戮された。その後義兵戦争(1906～1915)においては、日本軍の指揮権は朝鮮総督に置かれ、抗日運動に対する暴力的弾圧は戦時編成ではなく平時編成で憲兵・警察と連携して行われた。この義兵戦争における日本軍の編成は日本各地の師団(徴兵制のもと民間人も参加)が順繰りに朝鮮半島で

軍事行動を行うというもので、日本各地の師団が朝鮮半島で「せん滅」と「連座」という虐殺行為を繰り返した。その後日本軍は三・一独立運動(1919)、シベリア戦争(1918-1925)、間島虐殺(1920)、関東大震災の朝鮮人虐殺(1923)でも同様のことを繰り返した。とりわけ関東大震災時には、それまでの日本側の朝鮮半島での抗日運動に対する弾圧が朝鮮の人々に対する蔑視や徹底的な残虐行為の正当化を図り、朝鮮半島で虐殺を行ってきた将兵が軍上層部にいたことや在郷軍人会の存在とともに朝鮮人集団虐殺に発展していった。

日本の朝鮮半島における植民地戦争犯罪の一番の弱点は国際的な批判であったと愼蒼宇氏は述べる。それゆえ表面上は弾圧を抑制しつつ、実際には虐殺を行うという二重性があった。当日の資料には三・一独立運動(1919 年)当時日本の首相であった原敬が長谷川総督に対して打った電報が記載されており、まさにそのように記載されていた。虐殺は時には軍法会議にかけられたが、処罰されることは 1 回もなかった。しかし海外からの批判に直面し、「発砲はやむを得ない」といった合法的な正当防衛の論理が登場してきた。

最後に、日韓基本条約と日韓請求権協定で日本の植民地支配の罪と植民地戦争の戦争犯罪は解決されておらず、「道義的責任」論ではなく、具体的な植民地戦争の罪と植民地化そのものの犯罪性の追及が必要であると指摘された。

私は、当時の朝鮮の人々を想った。様々な状況の人々が日本の圧政と暴虐に抵抗し時には蜂起した。そして人権とは、まさにそのように不条理と圧政に抗して闘う人々の営みを指すものではないかと思った。抑圧に抗する人々への連帯と敬意、そして抑圧そのものを許さないという意味。そのことを自らの内に学ぶ講演会であった。

#### 愼蒼宇氏 著書

『植民地朝鮮の警察と民衆世界(有志舎、2008 年)』『日本近代史の「不在」を問う—朝鮮植民地(征服/防衛)戦争から見た官民の「暴徒」経験』(『歴史学研究(増刊号)第 989 号、2019 年 10 月)『朝鮮植民地戦争—甲午農民戦争から関東大震災まで』(有志舎、2024 年)など